

福祉的な交通を検討する場について（案）

○考え方

地域公共交通会議において、福祉有償運送を積極的に活用する陳情採択を受け、現在、市では福祉的な交通の検討を進めています、コミュニティワゴン試行運行の抜本的見直しに伴い、福祉的要素を検討し、計画案を策定したいと考えておりますことから、交通会議に検討部会を設置し、福祉関係の団体・職員など一堂に会し、福祉的な交通について、集中的に論議を行い、施策を検討したいと考えています。

○名称：地域公共交通会議（仮称）福祉交通検討部会

【地域公共交通会議設置要綱（抜粋）】

（部会）

第7条 会長は、協議に必要な資料の収集、調査及び検討をさせるため、交通会議に部会を設置することができる。

2 部会は、交通会議の協議に必要な資料を収集し、又は調査若しくは検討を行ったときは、その結果を交通会議に報告しなければならない。

3 部会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

4 部会は、第2項の規定による報告をもって解散する。ただし、会長が部会の存続を必要と認める場合は、この限りでない。

（部会の組織等）

第8条 部会は、会長が指名する者をもって組織する。

2 部会に部会長を置き、部会長は会長が指名する。

3 部会長は、必要に応じて部会の会議を招集し、部会の会務を総括する。

（意見の聴取等）

第7条 交通会議は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴き、又は委員以外の者から資料の提出を求めることができる。

○構成メンバー案

部会長：佐々木都市整備部長（会長指名）

部会委員：①原田 弘司（銀星交通(有)専務取締役）

理由：一般乗用旅客自動車運送事業者（タクシー・福祉タクシー）
の代表者

②公募による市民委員から希望する委員

理由：市民代表

③福祉担当の市職員（福祉総務課長、地域包括ケア推進担当課長）

理由：市の福祉についての実務担当者であること

④社会福祉協議会

ケアマネージャー、保健師の団体等（福祉総務課へ推薦依頼）

理由：移動制約者の代弁者

⑥福祉有償運送事業者（2団体）

理由：福祉有償運送の実態と福祉的な交通システムに詳しいこと

⑦コーディネーター

理由：地域公共交通などのエキスパート、円滑な合意形成を誘導
するため

※最大10名程度にしたい。